

特殊詐欺に係る被害金の追跡、凍結、回復に指向した官民協働型枠組みの運用開始について

1 背景

- 預貯金口座への送金により特殊詐欺の被害に遭った場合、被害金は、被害者が振込を行った口座（振込先口座）に留まることなく、犯罪グループにより速やかに別の口座へと移転されている実態がある。
- 警察では、振込先口座の凍結依頼とともに、当該口座からいずれの口座に送金されているか、金融機関に文書を郵送するなどして照会しているところ、その回答を受領するまでの間に、被害金は別の口座（被害金移転先口座）に移転されたりしていることが多く、被害回復が困難となっている。

2 官民協働型枠組みの概要

- 特殊詐欺の被害金の迅速な追跡を可能とし、被害の拡大防止・回復に資するため、警察庁が金融機関と協定を締結し、都道府県警察から協定締結金融機関に照会するに際して、警察庁を介してオンラインで照会を行い、協定締結金融機関は迅速に回答する官民協働型の枠組みの運用を開始するもの。
- 被害金移転先口座を管理する金融機関に早期に照会・凍結依頼を行うことにより、被害金の追跡・凍結・回復とともに、出し子等に係る捜査を早期に開始することで被疑者の検挙を図るもの。

3 参加金融機関（金融機関共同コード順）

- 株式会社みずほ銀行
- 株式会社三菱UFJ銀行
- 株式会社三井住友銀行
- 株式会社りそな銀行
- 株式会社セブン銀行
- 楽天銀行株式会社
- 株式会社イオン銀行
- 株式会社SBI新生銀行
- 株式会社ゆうちょ銀行

4 開始時期

令和 8 年 6 月 1 日から運用開始